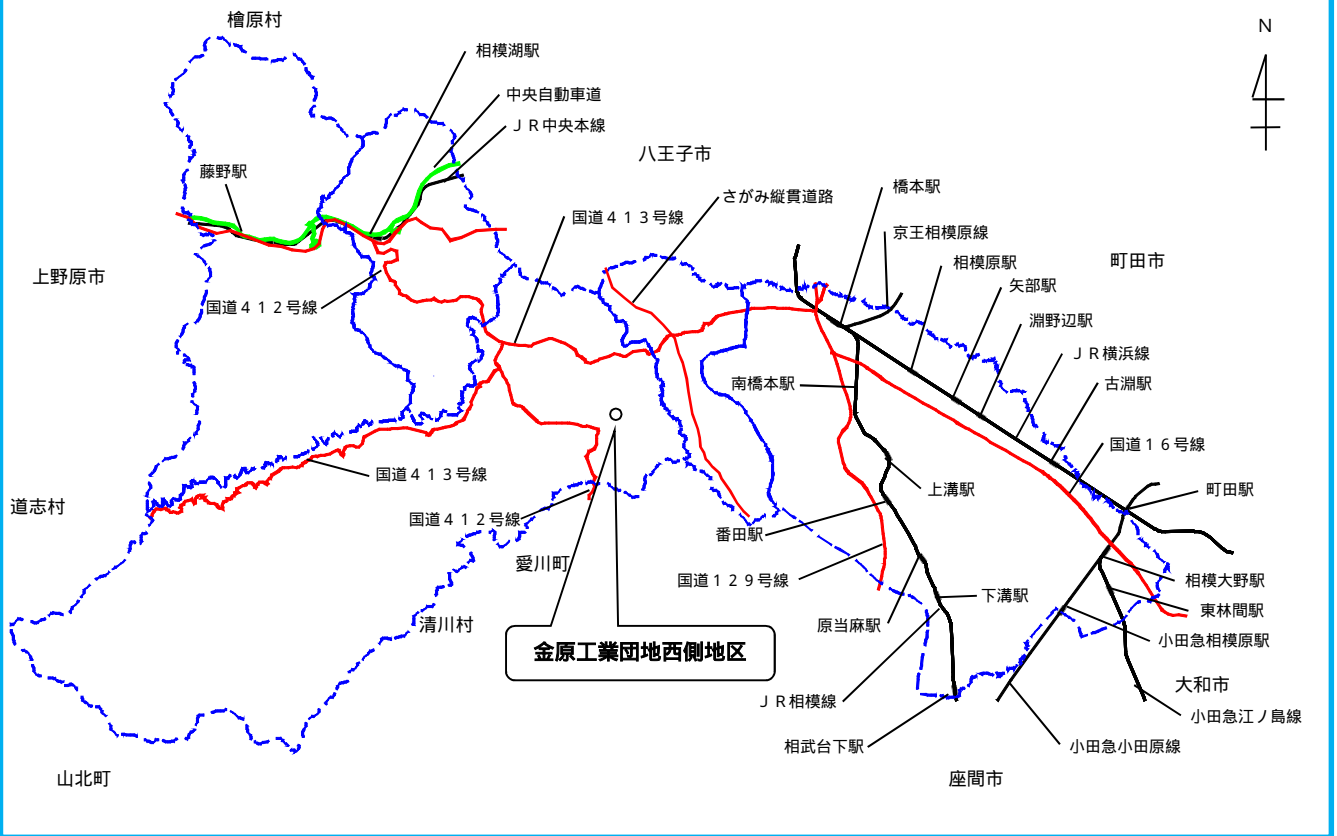


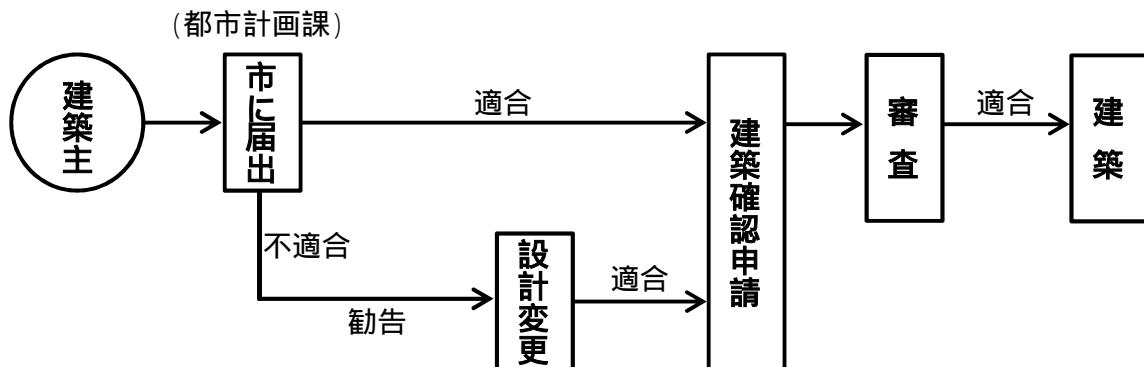
# 金原工業団地西側地区 地区計画の概要



## 地区計画が定められた地区では

建築物の建築などを行おうとする場合には、建築確認申請に先立ち、これらの計画について市に届出（着手する30日前まで）が必要となります。

## 地区内で建物を建てる時には、次のような手続きが必要です。



金原工業団地西側地区の地区計画についてのお問い合わせは・・・相模原市 都市計画課  
 相模原市中央区中央2-11-15 電話042-769-8247(直通) FAX042-754-8490  
 Eメール [toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

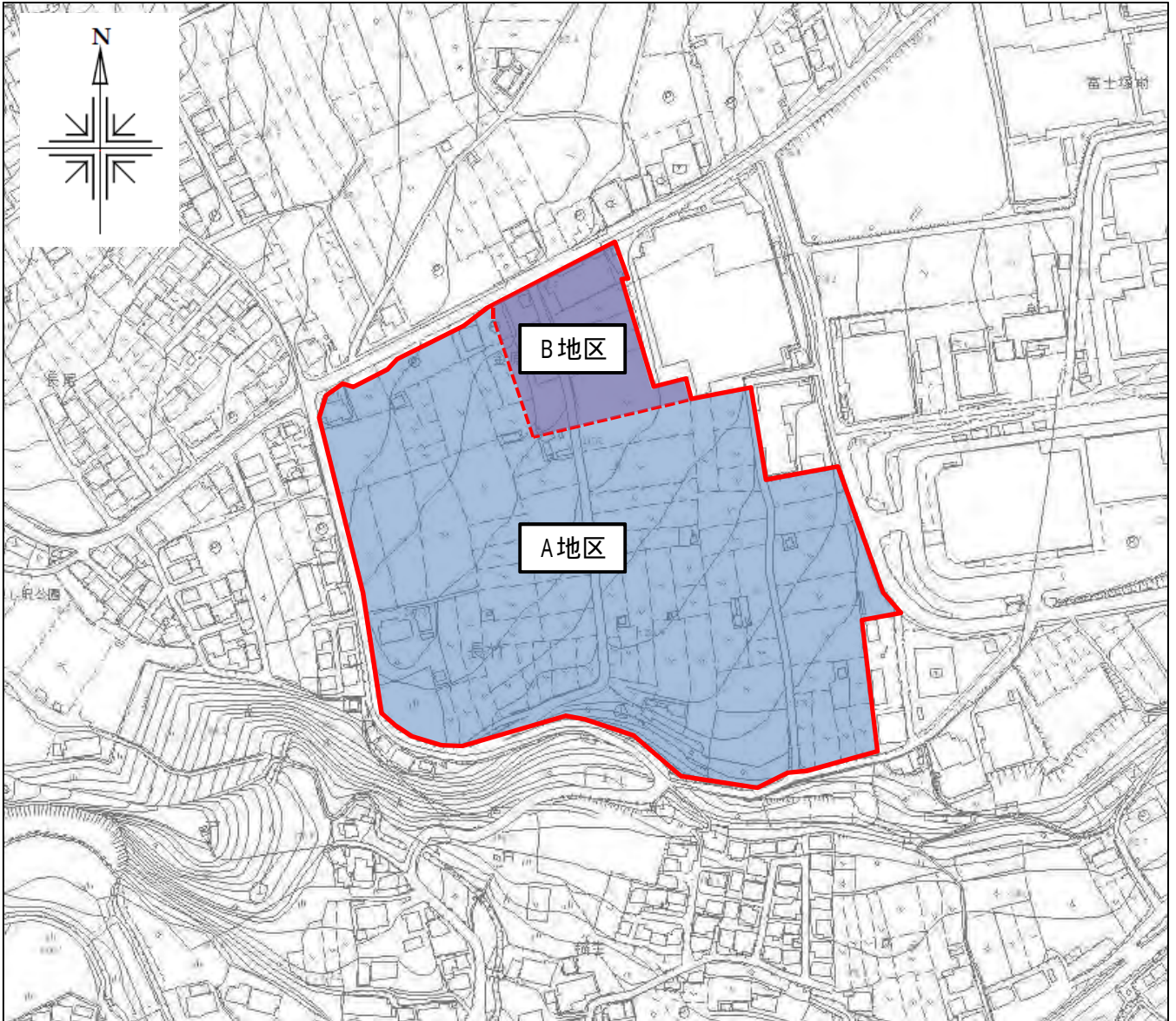
発行：相模原市

# 地区計画とまちづくり

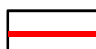



金原工業団地西側地区は、さがみ縦貫道路相模原インターチェンジから津久井広域道路などを介して南西約2キロメートルに位置し、既に産業集積が図られている金原工業団地に隣接していることから、新たな産業用地の創出に取り組み、産業振興に寄与する拠点の形成を図るため、地区計画の策定により工業の発展を促進する地区として、建築物等を計画的に誘導し、良好な操業環境を維持・保全することを目標としております。

このような地区計画の趣旨をご理解いただき、まちづくりへのご協力をお願いいたします。


## 金原工業団地西側地区 地区計画 計画図




### 地区の概要

-  地区計画区域
-  地区の区分
-  A地区(準工業地域 200/60)
-  B地区(準工業地域 200/60)

### 壁面の位置の制限

-  道路境界線及び隣地境界線から1m以上

### かき又はさくの構造の制限

-  生け垣又は透視可能なフェンス

金原工業団地西側地区 地区計画 決定事項

(平成29年3月31日決定)

名	称	金原工業団地西側地区地区計画			
位	置	相模原市緑区長竹字金原			
面	積	約5.9ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、さがみ縦貫道路相模原インターチェンジから津久井広域道路などを介して南西約2キロメートルに位置し、既に産業集積が図られている金原工業団地に隣接していることから、新たな産業用地の創出に取り組み、産業振興に寄与する拠点の形成を図るため、地区計画の策定により工業の発展を促進する地区として、建築物等を計画的に誘導し、良好な操業環境を維持・保全することを目標とする。			
	土地利用の方針	地区の特性を考慮し、それぞれ次のように土地利用を誘導する。 (A地区) 高い交通利便性を活かした工業系土地利用を図る。 (B地区) 高い交通利便性を活かした工業系土地利用を図るとともに、周辺の居住者や就労者への利便性の向上を図る。			
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針の実現に向けて、次のように建築物等を誘導する。 (A・B地区) 建築物等の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物等の形態又は意匠及びかき又はさくの構造について制限する。			
	緑化の方針	緑豊かな市街地の形成を図るため、壁面の位置の制限によって生み出された空間については、緑化に努める。			
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区
			地区の面積	約5.3ha	約0.6ha
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍及び下宿 (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (5) カラオケボックスその他これに類するもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍及び下宿 (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (5) カラオケボックスその他これに類するもの		

<p>地 区 整 備 計 画</p>	<p>建 築 物 等 に 関 す る 事 項</p>	<p>建築物等の用途の 制限</p>	<p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの  (7) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの  (8) キャバレー、料理店その他これらに類するもの  (9) 学校  (10) 図書館、博物館その他これらに類するもの  (11) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの  (12) 病院  (13) 公衆浴場  (14) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの  (15) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの  (16) 自動車教習所  (17) 畜舎で床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの  (18) 店舗、飲食店、展示場</p>	<p>(6) マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ぱちんこ屋を除く）  (7) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの  (8) キャバレー、料理店その他これらに類するもの  (9) 学校  (10) 図書館、博物館その他これらに類するもの  (11) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの  (12) 病院  (13) 公衆浴場  (14) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの  (15) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの  (16) 自動車教習所  (17) 畜舎で床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの  (18) 店舗、飲食店、展示場でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超えるもの</p>
--	--	------------------------	---	---

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の敷地面積 の最低限度	300㎡  ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。 (1) 告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの。 (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地。
		壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上としなければならない。 ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3メートル以下でかつ、軒の高さが2.3メートル以下のものについては、この限りでない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁等は、良好な街並みを創出するため、周囲の景観と調和したものとし、刺激的な色彩は避けるものとする。
		かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は、生け垣又は透視可能なフェンスとする。 ただし、地盤面からの高さが0.6メートル以下の部分及び門等の出入口の部分については、この限りでない。

「区域、地区の区分、壁面の位置の制限及びかき又はさくの構造の制限は計画図表示のとおり」

## 建築物等の用途の制限

地区整備計画をご覧ください。

## 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度は300㎡です。(A地区・B地区共通)

(地区計画を定める前)

例  
600㎡

例  
550㎡

(地区計画を定めた後)

300㎡

300㎡

建築可能な敷地

建築可能な敷地

300㎡

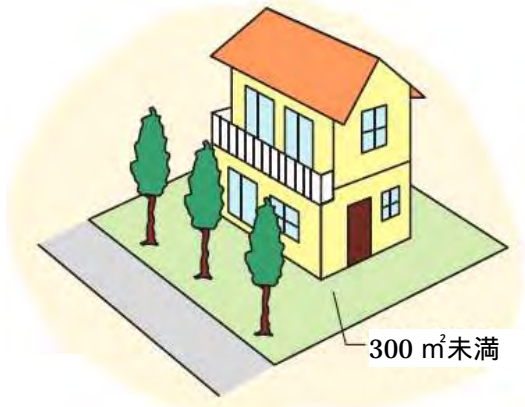
250㎡

建築可能な敷地

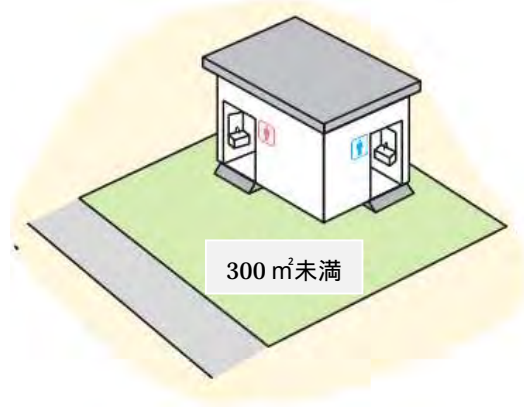
建築することができない敷地

### 【適用除外(建築可能となる敷地)】

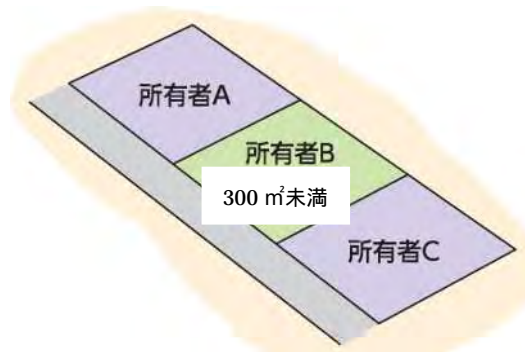
平成29年3月31日より前に既に建築物の敷地や土地の面積が300㎡未満である以下の場合は、建物を建てることのできる敷地となります。



既に建築物が建っている敷地の場合



公衆便所等の公益上必要な建築物の敷地の場合



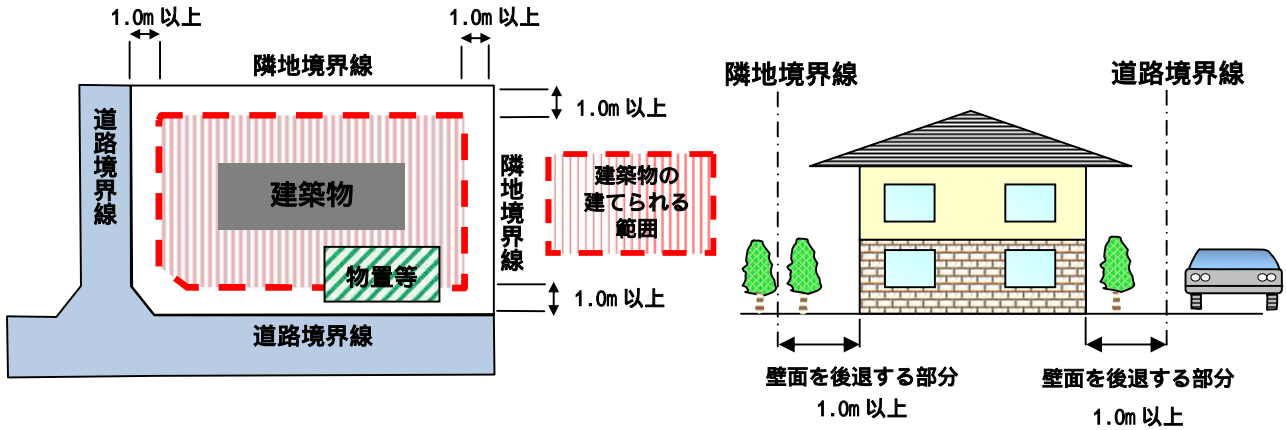
隣接する土地が他人の所有のため、広げることができない敷地の場合  
(所有者Bのケース)

### 壁面の位置の制限

建築物の壁や柱の面は、道路境界線及び隣地境界線から 1.0m以上後退します。(A地区・B地区共通)

#### 【適用除外(後退部分に建築可能なもの)】

物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で高さが3m以下で、かつ、軒の高さが2.3m以下のもの



### 建築物等の形態又は意匠の制限

建築物の屋根、外壁等は、良好な街並みを創出するため、周囲の景観と調和したものとし、刺激的な色彩は避けるものとします。(A地区・B地区共通)

### かき又はさくの構造の制限

道路に面してかき又はさくを設ける場合には、次に掲げるものとしております。なお、門柱などの出入口部分は、適用されません。(A地区・B地区共通)

